

北朝鮮の核実験及び長距離弾道ミサイル発射に抗議する決議について

北朝鮮の核実験及び長距離弾道ミサイル発射に抗議することについて、別紙のとおり決議を行うものとする。

平成 28 年 2 月 25 日提出

提出者	秦野市議会議員	野 田 毅
賛成者	同	小 菅 基 司
同	同	和 田 厚 行
同	同	相 原 學
同	同	横 溝 泰 世
同	同	露 木 順 三

提案理由

北朝鮮の核実験及び長距離弾道ミサイル発射に対して断固抗議し、国においては、引き続き、国際社会が北朝鮮に対し、核開発を断念することを強く求めるとともに、北朝鮮による拉致、核及びミサイル問題の包括的解決に向け、早急かつ慎重に対処するよう要望するため、決議するものであります。

北朝鮮の核実験及び長距離弾道ミサイル発射に抗議する決議

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、本年1月6日、水爆実験を成功させたと発表し、さらに、2月7日には、「人工衛星」の打ち上げと称する長距離弾道ミサイルの発射を行った。

我が国並びに国際社会が、強く自制を求めてきたにもかかわらず、水爆実験に続き、ミサイル発射を強行したことは、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を脅かす重大な行為であり、国際連合安全保障理事会決議や日朝平壤宣言に明らかに反する行為であることから、断じて容認することはできない。

本市は、昭和44年に制定した「市民憲章」において、平和への限りない願いを込めて「平和を愛する市民のまち、それは私たちの誇りです。」と平和への強い思いを示した。しかし、北朝鮮の度重なる行為は、世界の恒久平和を願うすべての市民の思いを踏みにじるものである。

よって、本市議会は、これら北朝鮮の暴挙に対し、断固として抗議するものである。また、国においては、引き続き、国際社会と協力し、北朝鮮に対して核開発の断念を強く求めるとともに、北朝鮮による拉致、核、ミサイル問題の包括的な解決に向け、早急かつ慎重に対処するよう要望するものである。

以上、決議する。

平成28年2月25日

秦野市議会